

四	三	二	一	行	平	省	○
發 行 方 法	用 振 替 法 の 適	の 法 律 項 及 び	發 行 項 及 び	名 称 根 拠	號 稱 記		

て価のし定あ争争う札価振の以律社条九特律に營平一利得格決、めつ入入。一格替適下へ債第年別第関の成回付らを定価らて札札に以を機用一平、一法会七すた二國庫債券財務大臣野田佳彦、とおり告示する省令(昭和五十七年基づき、大蔵)。

れ募を格られ、と發によ下競闘を振替十三年法第ニ関第律公年等の第ニ關第律公年債度に付本銀もとの振替三十号法第ニ律一二行けるに申に入わう(以下争て行とどう。)。加込おそれ。下入行とし。」。発重みいのにる、「札わする。」。行平のて利お入価値「れる。」。価均応募率い札格格とる。そ規の定。

て価のし定あ争争う札価振の以律社条九特律に營平一利得格決、めつ入入。一格替適下へ債第年別第関の成回付らを定価らて札札に以を機用一平、一法会七すた二國庫債券財務大臣野田佳彦、とおり告示する省令(昭和五十七年基づき、大蔵)。

れ募を格られ、と發によ下競闘を振替十三年法第ニ関第律公年等の第ニ關第律公年債度に付本銀もとの振替三十号法第ニ律一二行けるに申に入わう(以下争て行とどう。)。加込おそれ。下入行とし。」。発重みいのにる、「札わする。」。行平のて利お入価値「れる。」。価均応募率い札格格とる。そ規の定。

六

イ
イ
發

入価 行争 非者 特国 札非
札格 行 入価・別債 発競
發競 札格 第参 市行 争
行争額 發競 I 加場 入

五

ハ 口 イ
方 募

入価 法入
札格 決
發競 定
行争の

額発四万兆国項特財う額
面行十円三債の例政ち面
金し六、千に規等運、金
額た条特二つ定に當平額
で利第別百いに關の成で
五付一會九て基すた二二
千国項計十はづるめ十兆
五債のに七、き法の二七
百に規関億額発律公年十
七つ定す五面行第債度三
十いにる千金し二のに億
一て基法四額た条発お円
億はづ律百で利第行け
千、き第十一付一のる

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債当込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内參額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りりい

非下額市札格競と
価一を場で競争す
格国定特あ争入る
競債め別つ入札も
争市る参て札發の
入場も加、と行に
札特の者財同によ
發別にご務時とる
行參よと大にい發
一加るに臣行う行
と者發応がわ。以
い・行募各れ及
う第限國るび
。I以度債入価非

十 一	九 八	七	八 口
發	振額最	払	
發	低行争非者特国札非入価込	行争非者特国	札非
行	替額入価・別債発競札格	入価・別債	發競
価	面札格第參市行争發競金	札格第參市	行争
格	位金發競I加場	入行争額	發競I加場
日			入
平す額の振	五千八百六十二	でた条特	た條額た條五
成るの記替	円八百十兆	千利第	別六利第別で利第百
二。整載法	百円四一	八付一會十付一會千付一三	
十二数又の	四億億	百國項計五國項計二國項十	
十二倍は規	十七二	五債のに億債のに百債の五	
年の記定	五千八百八	十に規関ニに規關四に規万	
十月金録に	億八八	二つ定す百つ定す億つ定円	
月額はよ	三百百	億いにる萬いにる三いに、	
十三に、る	三千五百三	円て基法円て基法千て基同	
よ最振	三十九十一	、づ律、づ律五はづ法	
日る低替	一百九一万円	額き第額き第十、き第	
も額口	二万円	面發四面發四五額發六	
の面座	二十二千	金行十金行十萬面行十	
と金簿	八千	額し六額し六円金し二	

の経利発競I加場び札非入価
払過行争非者特国発競札格
込利入価・別債行争発競
み子率札格第参市及入行争

(一) 年額十額
む十式は〇四面錢面
も号に、募・錢金以金
のによ払入八額上額
と規り込決パ百の百
す定算金定一円そ円
るす出額のセにれに
。るしに通ンつぞづ
期た加知トきれき
日金えを九の九
に額、受十応十
払を次け九募九
い第のた円価円
込二算者六格六

(二)
得は出に住時額金にの口るに
税外しは者にへ額よに座も係發
の國た、又おたにりつにのる行
稅法金前はいだ百算い記と所時
率人額記外てし分出て載し得に
をがに(一)国取、のしほ又て稅お
乗適當の法得当二た、は振がい
じ用該算人す該十金前記替源で
たを非式でる國を額記録口泉、
金受居にあ者債乗か(一)さ座徵そ
額け住よるがをじらのれ簿収の
~る者り場非發た當算る中さ利
を所又算合居行金該式ものれ子

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{23}{365}$$

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成三十一年九月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十二年十月十三日

額面金額 × $\frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$

控除することができる。
平成二十三年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において同じ。）
規定する期日について同じ。）。